

## いわゆる付記弁理士の誕生

副会長 五十嵐 和壽

平成 15 年度特定侵害訴訟代理業務試験の合格発表が昨年 12 月 25 日のクリスマスの日にあった。合格者は 553 名（受験者 804 名中）で、合格率は 68.7% である。合格者には特許庁から合格証書が 1 月下旬に送付された。本会は合格者を祝う会を特許庁長官をはじめ多数のご来賓をお迎えして研修所開設 25 周年記念講演会など記念事業の一環として 1 月 28 日に東京国際フォーラムにて開催した。

この合格発表に先立って昨年 12 月 19 日に開催の第 1 回臨時総会では、本会会則中、「第 2 章会員第 2 節登録」の部分の改正が承認された。会則改正は第 24 条の次に、第 24 条の 2（特定侵害訴訟代理業務の付記の申請）、第 24 条の 3（特定侵害訴訟代理業務の付記）、第 24 条の 4（特定侵害訴訟代理業務の付記の抹消）、第 24 条の 5（特定侵害訴訟代理業務の付記等の公告）、第 24 条の 6（付記手数料の返還）を加えるものである。これらの規定は弁理士法第 27 条の 2 ないし第 27 条の 5 とほぼ同趣旨の内容をもつものである。

ところで、付記の意味であるが、付記を新しい登録、付記登録とみて何か新しい資格が得られるものと誤解している会員もいるが、弁理士法、省令には付記登録という文言は一切ない。付記とはあくまでも登録に付記するもの、つまり弁理士登録簿に特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記をするものであって、この付記によって新しい資格を設けるものではない（新しい登録ではない）ということである。

付記申請の受け付けも始まった。合格した弁理士がその登録に付記を受けようとするときは、会則第 24 条の 2 に規定されているように本会所定の付記申請書に、氏名、登録番号を記載し、付記手数料 8,000 円及び合格証書（写しで可）を添え、本会に提出する必要がある。付記を受けると、本会会長からその旨を書面により通知されるとともに、付記証書が送付される。

付記された弁理士の名称については、付記弁理士では特定侵害訴訟代理業務を行うことができる弁理士とは一般には理解されないおそれがあることから、付記弁理士ではない別の適切な名称（含、事務所名称）を考えて欲しいという要望がある。しかし、現在ある弁理士という名称以外の特別な名称の使用は、資格内資格（資格の二層化）を認める形となり、好ましくないということで、現時点では特別な名称は考えていない。ただ、付記された弁理士が好き勝手にいろいろな名称で名刺、看板などで広告宣伝等を行うと、ユーザー側で混乱を招くおそれもあることから、前年度制定した「会員の広告に関するガイドライン」及び「事務所名称に関するガイドライン」を見直し、そこに好ましくない例、好ましい例としていくつかの例を示し、参考に供することを考えている。

例えば「上級弁理士」「訴訟弁理士」「特別認可弁理士」は好ましくない例であり、好ましい例としては、例えば「弁理士（特定侵害訴訟代理業務可能）」が挙げられる。また、これまで便宜的に使用されてきた「付記弁理士」という名称も、好ましくない例の名称とはならないであろう。いずれにしても、ガイドラインを早急に見直して、まとめ次第、会員に公表する予定である。因みに、簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、「認定司法書士」と称されるそうである。

付記された弁理士が弁護士と共同代理人として特定侵害訴訟代理業務を行う際の裁判所への証明手続きは、最高裁判所事務総局との話し合いで、訴訟委任状に本会が発行する付記証書の写しを添付するという事になった。また、付記された弁理士の一覧表を本会から最高裁判所、東京高等・地方裁判所、大阪高等・地方裁判所に送付させて戴く予定である。

付記された弁理士には法曹倫理に匹敵する倫理が要請される。弁護士倫理と弁理士倫理ではその目的、使命について根本的な相違があるし、私人間の紛争解決に直接当たることとなるので、訴訟代理人として法曹倫理の理解と修得は必須となろう。そのためには自己研鑽は勿論、研修所等でもそれ相当の研修が必要になると思われる。

最後に、能力担保研修に関する次年度の予定であるが、本会は次年度も、新たに九州地区を含みほぼ今年度と同規模で行う方針であり、スケジュール等を現在検討中である。